

工事現場等における施工体制の点検要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）及び同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、本市が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定めたものであり、もって工事現場の適正な施工体制を確保することを目的とする。

(点検対象工事)

第2条 点検対象工事は、請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事とする。

ただし、必要と認めた場合は、この金額未満の工事であっても点検対象工事とすることができる。

2 点検対象工事のうち、次の各号に該当する工事については重点点検対象工事として、点検の頻度を高めて実施するものとする。

- (1) 1社で請負契約額の過半を占める一次下請けがある工事
- (2) 同規模又は上位規模であって、同業種の会社が一次下請けにある工事
- (3) 工区割された同時期の隣接工事について、同一会社が下請けに存在している工事
- (4) その他、技術者の資格や専任制等の施工体制に疑義があると認められる工事

(点検項目)

第3条 前条における点検は、次の各号について実施する。

- (1) 主任(監理)技術者資格の確認

工事着手前等に主任技術者については資格証等、監理技術者については資格者証の提示を求め、その者が適切な資格を有し、元請負会社に所属する者であることを確認する。

- (2) 配置予定技術者と通知に基づく主任(監理)技術者の同一性の確認

工事請負契約約款第10条に基づく通知による主任(監理)技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であることを確認する。

- (3) 現場の専任状況の点検

現場での主任(監理)技術者の専任状況について、適切な頻度で点検する。

- (4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務付けられている下請負契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検する。

- (5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げら

れていることを点検する。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検する。

(7) 標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検する。

(疑義情報の報告)

第4条 点検により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、建設部建設総務課技術・検査担当課長にその事実を報告するものとする。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

(2) 適正化法第15条の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項及び第4項又は同法第26条及び第26条の2の規定に違反したこと。

(3) 横須賀市指名停止等措置規則(平成22年4月1日制定)第9条の規定に該当すること。

(建設業許可行政庁等への通知)

第5条 前条第1号及び第2号に規定する事実を確認したときは、入札及び契約審査委員会設置要綱(平成13年4月1日制定)の規定による入札及び契約審査委員会の承認を得て、適正化法第11条に規定する通知を行うものとする。

(工事成績評定への反映)

第6条 点検を通じて、契約者の施工体制に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映するものとする。

附 則

この要領は、平成14年9月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事について適用する。

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。